告示

○総務省告示第三百八十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月六日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　米国高等空輸戦術訓練センターにおける訓練参加部隊

二　国外派遣期間　平成二十八年十月七日から平成二十八年十月二十六日まで

三　派遣人数（概数）　二十五人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国ミズーリ州及びアリゾナ州

○総務省告示第三百八十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十八年十月二十三日に行われる衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十八年十月六日

総務大臣　山本　早苗

次に掲げるもの以外の在外公館の長

在インド日本国大使、在インドネシア日本国大使、在カンボジア日本国大使、在シンガポール日本国大使、在タイ日本国大使、在大韓民国日本国大使、在中華人民共和国日本国大使、在バングラデシュ日本国大使、在フィリピン日本国大使、在ブルネイ日本国大使、在ベトナム日本国大使、在マレーシア日本国大使、在ミャンマー日本国大使、在ラオス日本国大使、在ニュージーランド日本国大使、在フィジー日本国大使、在アメリカ合衆国日本国大使、在カナダ日本国大使、在アルゼンチン日本国大使、在エクアドル日本国大使、在コロンビア日本国大使、在ジャマイカ日本国大使、在チリ日本国大使、在ドミニカ共和国日本国大使、在トリニダード・トバゴ日本国大使、在ニカラグア日本国大使、在パナマ日本国大使、在ブラジル日本国大使（在ベレン領事事務所を管理する場合を除く。）、在ペルー日本国大使、在メキシコ日本国大使、在イタリア日本国大使、在英国日本国大使、在オーストリア日本国大使、在オランダ日本国大使、在ギリシャ日本国大使、在スイス日本国大使、在スウェーデン日本国大使、在スペイン日本国大使、在デンマーク日本国大使、在ドイツ日本国大使、在ハンガリー日本国大使、在フランス日本国大使、在ベルギー日本国大使、在ポーランド日本国大使、在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使、在ポルトガル日本国大使、在ラトビア日本国大使、在ルクセンブルク日本国大使、在ロシア日本国大使、在アラブ首長国連邦日本国大使、在イスラエル日本国大使、在オマーン日本国大使、在トルコ日本国大使、在アンゴラ日本国大使、在エジプト日本国大使、在コートジボワール日本国大使、在ザンビア日本国大使、在ジブチ日本国大使、在ジンバブエ日本国大使、在タンザニア日本国大使、在ボツワナ日本国大使、在マラウイ日本国大使、在モザンビーク日本国大使、在モロッコ日本国大使、在ルワンダ日本国大使、在チェンナイ日本国総領事、在ムンバイ日本国総領事、在チェンマイ日本国総領事、在済州日本国総領事、在広州日本国総領事、在上海日本国総領事、在瀋陽日本国総領事、在青島日本国総領事、在香港日本国総領事、在ペナン日本国総領事、在ホーチミン日本国総領事、在パース日本国総領事、在ブリスベン日本国総領事、在メルボルン日本国総領事、在オークランド日本国総領事、在アトランタ日本国総領事、在サンフランシスコ日本国総領事、在シアトル日本国総領事、在シカゴ日本国総領事、在デトロイト日本国総領事、在デンバー日本国総領事、在ナッシュビル日本国総領事、在ニューヨーク日本国総領事、在ハガッニャ日本国総領事、在ヒューストン日本国総領事、在ボストン日本国総領事、在マイアミ日本国総領事、在ロサンゼルス日本国総領事、在カルガリー日本国総領事、在トロント日本国総領事、在バンクーバー日本国総領事、在モントリオール日本国総領事、在クリチバ日本国総領事（在ボルトアレグレ領事事務所を管理する場合に限る。）、在サンパウロ日本国総領事、在リオデジャネイロ日本国総領事、在ミラノ日本国総領事、在エディンバラ日本国総領事、在バルセロナ日本国総領事、在デュッセルドルフ日本国総領事、在ハンブルク日本国総領事、在フランクフルト日本国総領事、在ミュンヘン日本国総領事、在ストラスブール日本国総領事、在マルセイユ日本国総領事、在ドバイ日本国総領事、在ジッダ日本国総領事、在イスタンブール日本国総領事

○総務省告示第三百八十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十八年十月二十三日に行われる衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙において在外公館等における在外投票を行うことができる期日を次のように定める。

平成二十八年十月六日

総務大臣　山本　早苗

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号ロに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とする。

在外公館の長	期日
在インド日本国大使 在チェンナイ日本国総領事 在ムンバイ日本国総領事 在インドネシア日本国大使 在カンボジア日本国大使 在シンガポール日本国大使 在タイ日本国大使 在チェンマイ日本国総領事 在大韓民国日本国大使 在済州日本国総領事 在釜山日本国総領事 在中華人民共和国日本国大使 在広州日本国総領事 在上海日本国総領事 在瀋陽日本国総領事 在青島日本国総領事 在香港日本国総領事 在パキスタン日本国大使 在バングラデシュ日本国大使 在フィリピン日本国大使 在ブルネイ日本国大使 在ベトナム日本国大使 在ホーチミン日本国総領事 在マレーシア日本国大使 在ペナン日本国総領事 在ミャンマー日本国大使 在ラオス日本国大使	選挙の期日の告示の日の翌日
在シドニー日本国総領事 在パース日本国総領事 在ブリスベン日本国総領事 在メルボルン日本国総領事 在ニュージーランド日本国大使 在オークランド日本国総領事 在フィジー日本国大使 在アメリカ合衆国日本国大使 在アトランタ日本国総領事 在サンフランシスコ日本国総領事 在シアトル日本国総領事 在シカゴ日本国総領事 在デトロイト日本国総領事 在デンバー日本国総領事 在ナッシュビル日本国総領事 在ニューヨーク日本国総領事 在ハガッニャ日本国総領事 在ヒューストン日本国総領事 在ボストン日本国総領事 在マイアミ日本国総領事 在ホノルル日本国総領事 在ロサンゼルス日本国総領事 在カナダ日本国大使 在カルガリー日本国総領事 在トロント日本国総領事 在バンクーバー日本国総領事 在モントリオール日本国総領事 在アルゼンチン日本国大使 在エクアドル日本国大使 在コロンビア日本国大使 在ジャマイカ日本国大使 在チリ日本国大使 在ドミニカ共和国日本国大使 在トリニダード・トバゴ日本国大使 在ニカラグア日本国大使 在パナマ日本国大使 在ブラジル日本国大使（在ベレン領事事務所を管理する場合を除く。）	選挙の期日の告示の日の翌日